

徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、本県における看護職員の確保・定着を図るため、県外出身で、県内の看護師等学校養成所在学中に奨学金の貸与を受けていた者が、卒業後、県内の対象施設に就職し、一定期間看護師等の業務（以下「業務」という。）に従事した場合、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外出身者 看護師等学校養成所入学前、最後に修学し、卒業した学校が徳島県外に所在地を有する者をいう。
- (2) 看護師等学校養成所 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所をいう。
- (3) 奨学金 経済的な理由や家庭の事情で就学困難な学生を支援するため、国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構及びこれらに準じると知事が認める者が当該学生に対し貸与する資金で、貸与者本人が返還義務を負うものをいう。ただし、県内での就業を要件として、返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。
- (4) 看護師等 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (5) 対象施設 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項又は山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する地域をその区域に含む市町村に所在する、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で、地方公共団体の長が開設する別表に掲げる施設をいう。

(交付対象者の認定申請)

第3条 この支援金の交付を受けようとする者は、交付対象者の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定を受ける者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県外出身者であること。
- (2) 看護師等学校養成所在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後返還予定の者であること。
- (3) 看護師等学校養成所卒業後、対象施設において看護師等として就業予定の者であること。

3 認定を受けようとする者は、支援金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 県外出身者であることを証する書類
- (2) 奨学金の貸与状況を証する書類
- (3) 看護師等学校養成所の在籍及び卒業見込日を証する書類
- (4) 対象施設において就業予定であることを証する書類

(交付対象者の認定)

第4条 知事は、前条の規定により認定の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等の上、交付対象者として認定すべきと認めた場合は、速やかに、その認定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(交付対象者の届出等)

第5条 前条の規定により認定を受けた者（以下「交付対象被認定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更届（様式第2号）により、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。ただし、交付対象被認定者となった日（以下「交付対象認定日」という。）の属する年度の翌年度から経過して5か年度を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 就業先等情報に変更が生じた場合
- (2) 支援金の交付を辞退しようとする場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に異動があった場合

(交付対象者の認定取消し)

第6条 知事は、交付対象被認定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。ただし、前条ただし書きに規定する場合は、この限りではない。

- (1) 対象施設において業務に従事しなくなった場合
 - (2) その他対象者の要件を満たさなくなることが明らかになった場合
- 2 前項の認定の取消しは、前項各号に規定する取消事由が発生した時点の属する年度の前年度の4月1日（認定年度及び認定年度の翌年度にあつては認定日）から効力を生ずるものとする。

(交付の対象)

第7条 この支援金の交付対象となる者は、交付対象被認定者とする。

- 2 この支援金の申請者は、県及び他の地方公共団体等の奨学金返還支援制度と重複して申請することはできない。

(交付の対象期間)

第8条 この支援金の交付対象期間は、交付対象被認定者となった日（以下「交付対象認定日」という。）の属する年度を含めて、5年度間とする。

(交付額の算定方法)

第9条 この支援金の交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 卒業時点の奨学金返還総額（利息及び滞納額を除き、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）と、2,880,000円を比較して少ない方の額を基準額とする。
- (2) 交付対象年度ごとの交付額は、前号の基準額を5で除した金額（その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内の額とする。

(支援金の交付申請)

第10条 交付対象被認定者は、支援金の交付申請をしようとする場合は、交付対象期間の年度ごとに、支援金交付申請書（様式第3号）を第4条に規定する通知書の写しを添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第11条 知事は、前条の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等の上、支援金の交付を決定したときは、速やかに、その決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第12条 前条に規定する支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、支援金の支払請求をする場合は、支援金請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の支払)

第13条 知事は、前条の支援金請求書を受理した後に、支援金を支払うものとする。

(支援金の交付決定取消及び返還)

第14条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条の各号に該当することが判明した場合
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、第5条の各号の規定による報告を行わなかった場合
- (3) その他知事が適当でないと認めた場合

2 知事は、支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、交付決定者が死亡、疾病その他やむを得ない理由があるものとして知事が認める場合はこの限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日から施行し、令和6年度の支援金から適用する。

別表（第2条第5号関係）

開設者名	施 設 名
徳島県	県立三好病院、県立海部病院、県立出羽島診療所
阿南市	阿南市国民健康保険加茂谷診療所、阿南市国民健康保険伊島診療所 阿南市国民健康保険椿診療所
美馬市	美馬市国民健康保険木屋平診療所、美馬市国民健康保険口山診療所
三好市	三好市国民健康保険市立三野病院 三好市国民健康保険西祖谷山村診療所、三好市国民健康保険大步危診療所、 三好市国民健康保険東祖谷診療所、三好市国民健康保険大野診療所
勝浦町	国民健康保険勝浦病院
上勝町	国民健康保険上勝町診療所、国民健康保険上勝町福原診療所
那賀町	那賀町立上那賀病院 那賀町国民健康保険日野谷診療所、那賀町国民健康保険木沢診療所 那賀町国民健康保険木頭診療所、那賀町国民健康保険北川診療所
美波町	美波町国民健康保険美波病院 美波町国民健康保険阿部診療所、美波町国民健康保険日和佐診療所
海陽町	海陽町立海南病院 海陽町宍喰診療所
つるぎ町	つるぎ町立半田病院

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

申請者 住 所

氏 名

徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付対象者認定申請書

次のとおり交付対象者の認定を受けたいので、徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	
看護師等養成所 入学前最後に 卒業した学校	名 称	
	所 在 地	
卒業予定の 看 護 師 等 学校養成所	名 称	
	所 在 地	
	在籍期間	年 月（入学） ～ 年 月（卒業見込）
奨 学 金 貸 与 状 況	名 称	
	区 分	☐ 無 利 子 ・ ☐ 有 利 子
	貸与金額	円／月（総額 円）
	貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
卒業時点の返還残額		円
就業予定先	名 称	
	所 在 地	
	就業開始日	年 月 日

（添付書類）

- ①看護師等学校養成所入学前、最後に修学し、卒業した学校の卒業証書の写し
- ②奨学金の貸与状況を証する書類
- ③看護師等学校養成所の在籍及び卒業見込日を証する書類
- ④対象施設において就業予定であることを証する書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

変 更 届

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象者認定番号	第 号	
変 更 事 項	就業先 ・ 住 所 ・ 氏 名 ・ 連絡先 ・ その他	
変 更 内 容	(変更後)	(変更前)
変 更 理 由		
備 考		

（注）当該事実を証する書類を添付すること。（住所及び氏名の変更の場合を除く。）

様式第3号 その1 認定年度申請用（第10条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付申請書

支援金の交付を受けたいので、徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付対象者認定番号	第 号	
卒業時点の 奨学金返還残額	円	
支援金基準額	円	
今回交付申請額	円	
支援金申請年度の 翌年度における 就業予定	就業予定 先名称	
	所在地	
	就業開始 予定日	

(注)「支援金基準額」には奨学金返還残額と 2,880,000 円を比較して少ない方の額を記載すること。
(利息及び滞納額を除き、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)
「今回の申請額」は、次の計算によること。「支援金基準額÷5」(その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

【添付書類】

- ①支援金交付対象者認定通知書の写し
- ②就業予定場所及び就業開始予定日を証する書類

様式第3号 その2 認定年度後の年度申請用（第10条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付申請書

支援金の交付を受けたいので、徳島県県外出身看護学生 I ターン応援事業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付対象者認定番号	第 号	
卒業時点の 奨学金返還残額	円	
支援金基準額	円	
今回交付申請額	円	
支援金申請年度 における就業状況	就業先 名称	
	所在地	
	就業期間	

(注)「支援金基準額」には奨学金返還残額と 2,880,000 円を比較して少ない方の額を記載すること。

(利息及び滞納額を除き、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

「今回の申請額」は、次の計算によること。「支援金基準額÷5」(その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

【添付書類】

- ①支援金交付対象者認定通知書の写し
- ②在籍証明書

請求日 年 月 日

請 求 者

右の金額を
請求します。

請求額

--	--

摘 要	
事業名	徳島県県外出身看護学生Iターン応援事業
交付決定金額	
交付決定年月日	令和 年 月 日
交付決定通知番号	徳島県指令 第 号

先込振座口

金融機関名 () 店舗名 ()

預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)

口座名義 (カタカナ書き)

申請者の連絡先